公益社団法人　札幌西法人会

# 第116号

# 広報

令和２年７月１日発行
（公社）札幌西法人会
札幌西法人会　検索
e-mail info@nishi-houjinkai.or.jp

●発行所 公益社団法人札幌西法人会 〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1番地北海道建設会館2Ｆ ☎231-0763 FAX241-3216

セミナー風景

## 目　　次

インターネットセミナーのご案内……2
講習会・税務研修会の開催案内……3
経営セミナーの内容……4
令和３年度税制改正アンケート結果……5～8
法人会功労者表彰のご紹介……9
私たちが公益法人を支えます（新入会員）……9
日本人はどこから？　ダイコンのゲノムが語るヒント……9～10
社員ファーストの働き方改革へのポイント……11
人間ドックの斡旋……12
絵はがきコンクール作品募集……13
納税の猶予をご利用ください（国税庁）……14～15
参考図書無料贈呈のご案内……16

# 札幌西法人会よりインターネットセミナーのご案内

**札幌西法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます**

**http://www.nishi-houjinkai.or.jp**

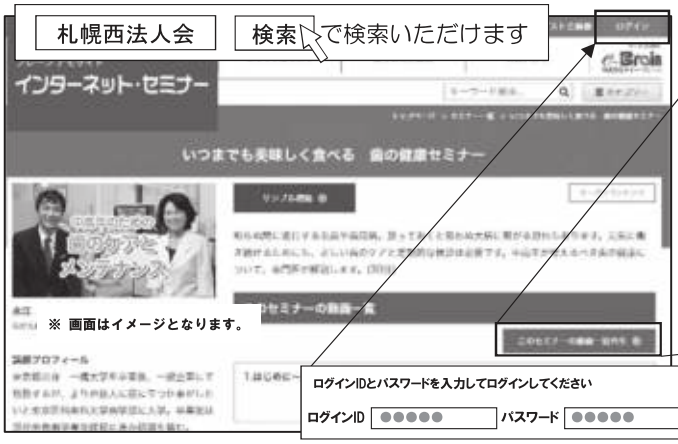


**視聴は無料です**

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

**ID・パスワードは**　会員ID：hj1103　パスワード：0763

## 会員の方は５００タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

NEW
コロナショックを乗り切る！
中小企業の資金繰り術

財務リスク研究所株式会社　代表取締役
横山　悟一

お勧め
新型コロナウイルス感染症で
影響を受ける事業者の皆様への支援策

株式会社Ideal Works 代表取締役　中小企業診断士
井手　美由樹

お勧め
相手を不快にさせない
言葉遣いの実践講座

クルール代表 人材育成コンサルタント
池田　泰美

| | セミナー名 | 講師 | 分数 | | セミナー名 | 講師 | 分数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 研修・人材育成 | NEW 怒りで人間関係を壊さない アンガーマネジメント | 松尾 久美子 | 30分 | 一般経営 | NEW 無料集客ツール Google mapの活用術 | 加藤 忠宏 | 47分 |
| | テレワーク時代の Zoomミーティング活用セミナー | 岩見 誠 | 24分 | | 新型コロナウイルスによる 雇用関係助成金の活用 雇用調整助成金・小学校休業等助成金 | 安中 繁 | 46分 |
| | 経済事件担当元刑事が教える！ 悪質商法に騙されない方法 | 森 雅人 | 23分 | | ★ 世代をつなぐ地域再生は “人財づくり” から | 外薗 明博 | 56分 |
| | 今知りたい グリーフケアって何？ | 石井 亜由美 | 36分 | | 本能寺の変の真相と 部下を明智光秀にしない会社（前編） | 福永 雅文 | 50分 |
| | 超入門！元刑事が教える 面接で役立つネット情報の集め方 | 森 雅人 | 25分 | | 事業承継をスムーズに行うための 思いや理念の浸透と承継のステップ(4) | 武田 斉紀 | 25分 |
| 労務 | 社長の「想い」が次世代に つながるカンタンすぎる人事評価制度 | 山本 昌幸 | 49分 | 税務・経理 | 会社のお金の悩み解決講座 第3回・第4回 | 仲光 和之 | 30分 |
| | 改正労働基準法で今すぐ始めるべき 実務対応のポイント | 赤澤 将 | 43分 | | 特例事業承継税制を活用し、 自社株を無税で次世代経営者に譲る | 佐伯 優 | 60分 |
| ライフスタイル 健康 | サイバー担当元刑事が教える! 子供を加害者、被害者にしないネットトラブル回避術 | 森 雅人 | 18分 | | 認知症で困らない！ 「家族信託」活用ガイド | 柴崎 智哉 | 54分 |
| | いつまでも美味しく食べる 歯の健康セミナー | 永江 典子 | 30分 | 実務家 | 元地域土着 スーパー社長が語る地域の未来 | 小林 久 | 40分 |

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
（★印は一般の方もご覧いただけます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です）

お問い合わせは札幌西法人会事務局まで　**TEL：011-231-0763**

# 令和２年度　講習会・研修会の開催案内

講習会・研修会の受講を希望される方は、本誌をコピーして下記の必要事項及び参加希望の講習会・研修会申込蘭に「○」をご記入いただき、事務局までFAXまたはTELにてお申込みください。（広報誌の折込みチラシ、ホームページでも受付しています。）

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により中止することがありますのでご了承願います。中止する場合は、ホームページに掲載するほか、既に申込のある方には電話・メールでご連絡しますので、申込書に必ず電話番号の記載をお願いします。

**申込法人・個人名**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　**会員・非会員（○で囲む）**

**電話番号**＿＿＿－＿＿＿＿　**参加者名**＿＿＿＿＿＿＿　**参加者名**＿＿＿＿＿＿＿

**【札幌5法人会共催　講習会】**　受講料ー会員：無料受講券利用又は3,000円　非会員：5,000円

| 申込 | 開催日 | 研修テーマ | 講師 | 時間 | 会場 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 令和2年 7.21(火) | メンタリストが教える！<br>～「思い込み」や「盲点」に気づいて自分と会社のメンタル環境を最適化する方法～ | ㈱イシキスト<br>山田康博氏 | 13:30～15:30 | 経済センター<br>８階Aホール |
| | 8.18(火) | 軽減税率でクレーム増加！<br>苦情等の上手な対応術 | Blooming Place<br>松田美紀氏 | 13:30～15:30 | 経済センター<br>８階Aホール |
| | 9.10(木) | 資金繰り表から経営を再考し、コロナ危機を乗り越える！ | 財務リスク研究所<br>横山悟一氏 | 13:30～16:00 | 経済センター<br>８階Aホール |
| | 10.14(水) | 失敗学から学ぶ経営学<br>～土着スーパー「やまと」の教訓～ | 元 土着スーパーやまと<br>小林久氏 | 13:30～15:30 | 経済センター<br>８階Bホール |
| | 令和3年 1.13(水) | 社長さんに教えたい税務調査の話し！ | 税理士(元 札幌西税務署長)<br>澤田和秀氏 | 13:30～15:30 | 経済センター<br>８階Aホール |
| | 2.19(金) | 社会保険・労働保険の実務とポイント | 特定社会保険労務士<br>園部喜美春氏 | 10:00～16:00 | 経済センター<br>８階Aホール |
| | 3.17(水) | 新人・若手社員向けセミナー<br>～顧客との接遇、マナーの基本と応用～ | セルクルマネジメント<br>窪田真希氏 | 10:00～16:00 | 経済センター<br>８階Aホール |

**【札幌西法人会主催　研修会】**受講料ー会員・非会員：無料

| 申込 | 開催日 | 研修テーマ | 講師 | 時間 | 会場 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 令和2年 4.20(月) | 決算と申告の説明会（済） | 税務署担当官 | 13:30～16:30 | 建設会館<br>９階大会議室 |
| | 8.20(木) | 決算と申告の説明会 | 税務署担当官 | 13:30～16:30 | 建設会館<br>９階大会議室 |
| | 9.9(水) | 新設法人税務研修会 | 税務署担当官 | 13:30～16:30 | 建設会館<br>９階大会議室 |
| | 10.21(水) | 改正税法説明会 | 税務署担当官 | 13:30～16:30 | 建設会館<br>９階大会議室 |
| | 11.19(木) | 年末調整説明会（午前） | 税務署担当官<br>札幌市役所担当官 | 10:00～12:00 | 建設会館<br>９階大会議室 |
| | | 年末調整説明会（午後） | | 13:30～15:30 | |
| | 11.20(金) | 決算と申告の説明会 | 税務署担当官 | 13:30～16:30 | 建設会館<br>９階大会議室 |
| | 令和3年 2.18(木) | 決算と申告の説明会 | 税務署担当官 | 13:30～16:30 | 建設会館<br>９階大会議室 |
| | 2.25(木) | 法人税確定申告書の書き方（定員20名） | 税務署担当官 | 9:30～16:00 | 建設会館<br>９階中会議室 |
| | 3.19(金) | 新設法人税務研修会 | 税務署担当官 | 13:30～16:30 | 建設会館<br>９階大会議室 |

開催のご案内につきましては、ホームページや広報誌等でお知らせします。
受講申込は、ホームページを利用できます。　札幌西法人会 検索 ▶ 講習会申込・法人会申込

公益社団法人　**札幌西法人会**
事務局　Fax 241-3216　TEL 231-0763

# 札幌五法人会共催：講習会解説

**①会員は無料受講券をお持ちください。**
**②一日コースは、各自昼食をご用意願います。**

## 令和２年７月21日　メンタリストが教える！～「思い込み」や「盲点」に気づいて自分と会社のメンタル環境を最適化する方法～

「心理学」「脳科学」「量子力学」など様々な学問をビジネスの視点でまとめた「企業メンタリズム」を使い、経営者個人や社員の「無意識ブレーキ」を解除し、会社単位で最適なパフォーマンスを発揮するための方法を豊富な事例を交えて解説します。

## ２年８月18日　軽減税率でクレーム増加！　苦情等の上手な対応術

顧客に誠意をもって対峙する冷静な対応力と迅速な判断力をどう身に着けるか、また、対応を通じて逆に顧客から信頼を得た場合など、大手下着メーカーの元№１店長が体験に基づき、具体的にわかり易く解説します。

## ２年９月10日　資金繰り表から経営を再考し、コロナ危機を乗り越える！

昨年の消費税率の引き上げ、昨今の新型コロナウイルス感染など中小企業経営への影響は計り知れません。本セミナーでは、「資金繰り表」の作り方、事業を守るために何をすべきかなど、中小企業経営者が押さえておきたいポイントを解説します。

## ２年10月14日　失敗から学ぶ経営学　～土着スーパー「やまと」の教訓～

中小企業経営者向けに、自身が体験した生々しい企業倒産の実情、教訓として得た逆境時の心構え、顧客・取引先・金融機関との対応等をアドバイスします。聞くものに「それでも何とかなる！」との勇気を与えます。

## 令和３年１月13日　社長さんに教えたい税務調査の話し！

ある日突然やってくる税務調査。その上手な受け方や調査現場の実態、税務調査官の本音など、社長が知りたい話、これまで聞きたくても聞けなかった話を税務調査の元スペシャリストが新情報も交え熱く語ります。併せて「自主点検チェックシート」の賢い利用法も説明します。受講料は無料です。

## ３年２月19日　社会保険と労働保険の実務とポイント

年々講本が充実されてきた社会保険と労務保険の手続きと実務のセミナーです。保険の仕組みから定例事務、保険の給付内容と手続きまでの講座で、総務・労務事務担当者から高い評価を得ている長期継続セミナーです。

## ３年３月17日　新人・若手社員向けセミナー　～顧客との接遇、マナーの基本と応用～

講師は、明るく親しみやすい人柄に相まって国際儀礼にも詳しく、受講者を引き込みます。お客様の心を掴み、誰からも好かれるビジネスマンを目指しましょう！

# ー 令和３年度　税制改正に関するアンケート ー

## 全国の法人会 税制委員・役員11,000名回答）

税制改正の提言活動は、このアンケート結果に加えて各法人会からの意見を取りまとめた後、全法連税制委員会において、９月中旬の理事会で「令和３年度税制改正に関する提言」を決定し、10月８日予定の全国岩手大会で決議されます。11月には、政府関係機関・地方公共団体・選挙区の国会議員等へ提言し、実現を目指します。

## 問１　法人税／法人実効税率

我が国の法人実効税率は29.74％（資本金１億円超の企業の場合）ですが、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25％、アジア主要10カ国の平均は約22％となっています。アメリカでは、これまで約41％であった法人実効税率が約28％に引き下げられました。そして、フランス（現行　31.0％）でも、税率が段階的に引き下げられ、2022年には25％となる見込みです。今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる | ３３．３％ |
| ② | 課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる | ４０．５ |
| ③ | 課税ベースを拡大するのであれば、法人実効税率のさらなる引き下げは必要ない | １２．６ |
| ④ | わからない | １１．９ |
| ⑤ | その他 | １．７ |

「課税ベースの拡大」とは、法人課税のかかる範囲や対象を広げること。平成27・28年度税制改正では、法人税率引き下げに際し「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、大企業のみを対象に外形標準課税の拡大や欠損金繰越控除等の改正が行われ、代替財源が確保されました。

※中小法人の場合、年所得800万円以下の実効税率は約23％、年所得400万円以下の実効税率は約21％となります。

## 問２　法人関係／企業版ふるさと納税

令和２年度税制改正では、企業に地方創生の取組への積極的な関与を促すとともに、地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、さらに寄附しやすくなるよう税額控除割合が３割から６割に引き上げられました。あなたの会社では、本制度についてどう対応しますか。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 税額控除割合が大幅に拡充されたので、寄附を検討したい | １６．３％ |
| ② | 寄附を行う予定はない | ６２．５ |
| ③ | わからない | １９．４ |
| ④ | その他 | １．８ |

**企業版ふるさと納税（イメージ）**

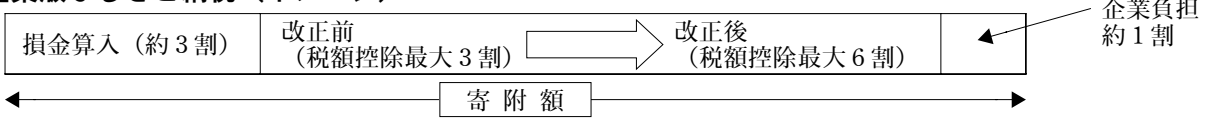


※地方公共団体が行う地方創生の取組みに対する企業の寄附について税額控除を行う措置。
1000万円寄付した場合、最大約900万円の法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）が軽減。

## 問３　事業承継／納税猶予制度

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として、贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充（全株式を対象に納税猶予割合が100%）が行われました。本特例制度を適用するためには、令和５年３月末日までに「特例承継計画」を提出する必要がありますが、あなたの会社の事業承継の状況についてお聞かせください。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 特例承継計画を提出した | ２．６% |
| ② | これから特例承継計画を提出する予定である | １６．８ |
| ③ | 本特例制度を適用しないで事業承継を行う | ２０．０ |
| ④ | 当面、事業承継を行う予定はない | ４２．８ |
| ⑤ | 事業を承継しない | ６．３ |
| ⑥ | その他 | １１．５ |

## 問４　事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制についてどのように考えますか。

| | | |
|---|---|---|
| ① | これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する | １０．６% |
| ② | 生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度の特例措置を延長するなど弾力的な対応を求める | ３４．９ |
| ③ | 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める | ４６．１ |
| ④ | その他 | ８．４ |

## 問５　消費税／軽減税率制度

令和元年10月より消費税の軽減税率制度が実施されました。あなたの会社で特に負担を感じている点があれば、以下より２つ以内で選んで下さい。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 会計時の確認（テイクアウト又はイートインなど） | ９．７% |
| ② | 適用税率に関する取引先や消費者からの問い合わせ | ３．５ |
| ③ | システム変更等のコスト負担 | ２０．１ |
| ④ | 軽減税率についての社員教育 | ５．９ |
| ⑤ | 適正な価格表示 | ７．０ |
| ⑥ | 繁雑な経理処理 | ４１．７ |
| ⑦ | 同時に実施されたキャッシュレス消費者還元事業への対応 | １１．６ |
| ⑧ | 特に負担を感じない | ３８．７ |
| ⑨ | その他 | ５．６ |

## 問６　消費税／価格転嫁

消費税率が10%に引き上げられましたが、あなたの会社の価格転嫁の状況についてお伺いします。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 全額転嫁できている | ６０．２% |
| ② | 大部分は転嫁できている | ２５．１ |
| ③ | 一部しか転嫁できていない | ７．２ |
| ④ | 全く転嫁できていない | ３．８ |
| ⑤ | その他 | ３．７ |

## 問７　消費税／価格表示

課税事業者が消費者に対して商品等の価格を表示する場合は、税込価格の表示（総額表示）が義務付けられています（令和３年３月末日までは、一定の要件のもと税抜価格の表示も認められています）。軽減税率が導入されたことも踏まえて、価格表示について、事業者の立場からどのように考えますか。

| | |
|---|---|
| ①　総額表示にすべき | ４５．９％ |
| ②　外税表示にすべき | ２６．９ |
| ③　価格誤認の防止措置を講じていれば、事業者に表示方式を委ねるべき | ２０．８ |
| ④　わからない | ４．７ |
| ⑤　その他 | １．７ |

## 問８　消費税／適格請求書等保存方式

令和５年10月１日以降は、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書を交付できるのは、税務署長に登録申請した課税事業者となりますので、登録手続きを受けていない免税事業者（課税売上高1,000万円以下）からの仕入れについては、仕入税額控除することができなくなります。このことについて、どう考えますか。

| | |
|---|---|
| ①　適正な仕入税額控除を計算できるようにするためには、やむを得ない | ２６．７％ |
| ②　免税事業者が取引から排除されないように配慮すべき | ４２．６ |
| ③　わからない | ２６．７ |
| ④　その他 | ４．０ |

## 問９　地方税／固定資産税①

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われます。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税についてどう考えますか。

| | |
|---|---|
| ①　地方の基幹税として課税強化を図るべきである | ２．６％ |
| ②　現状程度の負担でよいと思う | ３２．４ |
| ③　負担感が重く、軽減の方向で見直すべきである | ５９．３ |
| ④　わからない | ４．４ |
| ⑤　その他 | １．３ |

## 問10　地方税／固定資産税②

固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点は何ですか。

| | |
|---|---|
| ①　商業地等の宅地の評価方法を見直す | １７．０％ |
| ②　家屋の評価方法を見直す | １７．０ |
| ③　償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す | ４４．４ |
| ④　免税点を大幅に引き上げる | ８．８ |
| ⑤　わからない | １０．７ |
| ⑥　その他 | ２．１ |

## 問11　厚生年金の適用範囲の拡大

政府では、働き方の形態にかかわらず全ての世代が安心して働くことができ、老後の安心を確保するために、厚生年金の適用範囲の拡大が検討されています。現在、パート等（週労働時間20～30時間）について、厚生年金への加入が適用される企業規模要件は「従業員501人以上」ですが、令和４年には「従業員100人超」、令和６年には「従業員50人超」の企業にまで拡大される見込みです。厚生年金の適用範囲が拡大されることについて、どう考えますか。

| | | |
|---|---|---|
| ① | パート等の老後の安心を確保するためにはやむを得ない | ４１．１％ |
| ② | 中小企業への影響（保険料の労使折半等）が大きいことから反対である | ４８．２ |
| ③ | わからない | ８．１ |
| ④ | その他 | ２．６ |

◆　法人会提言では、マイナンバー制度について、マイナンバーカードの低い普及率をどう高めるかが重要であり、政府には制度の普及・定着に向け、プライバシー保護に全力を入れつつ、さらなる方策をとることを求めています。この度、内閣官房より各団体等の会員企業等に対してマイナンバーカード取得促進に向けたアンケート依頼（問13「従業員の取得状況」）がありましたので、税制アンケートと併せてご協力をお願い致します。

## 問12　マイナンバーカードの取得状況（個人）

政府はマイナンバーカードの普及に取り組んでおり、令和２年９月には、マイナンバーカードを利用した消費活性化策が講じられることとなっています。また令和３年３月からはマイナンバーカードが「健康保険証」としても利用できるようになります。あなたは、マイナンバーカード（写真入りのカード）を取得していますか。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 取得している | ３４．０％ |
| ② | 現在、申請中である | １．９ |
| ③ | これから申請したい | ３１．０ |
| ④ | 申請する予定はない | ３３．１ |

## 問13　マイナンバーカードの取得状況（従業員）

これまで年末調整で使用する書類のうち、保険料控除証明書等は、保険会社等から従業員に交付された書面（ハガキ等）を勤務先に提出していました。令和２年10月からは保険会社等から従業員に交付された電子的控除証明書等（従業員は、マイナンバーカードを利用し、マイナポータルを経由して取得）を勤務先に提出することが可能となります。あなたの会社における従業員のマイナンバーカード（写真入りのカード）の取得状況についてお聞かせください（わかる範囲で結構です）。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 0 ～20% | ５２．１％ |
| ② | 20～50% | ９．３ |
| ③ | 50～80% | ３．３ |
| ④ | 80%以上 | ２．４ |
| ⑤ | 概ね全て | ７．５ |
| ⑥ | 不明 | ２５．４ |

- マイナポータルとは、子育てに関する行政手続きをワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする自分専用のウェブサイトのことです。
- 本手続きにより、従業員が行う控除申告書の作成から給与担当者への提出、給与担当者が行う年税額の計算まで全てをデータによる処理が可能となり、年末調整手続が簡便化されます。

## 法人会に貢献　受賞おめでとうございます。

令和２年６月　（公財）全国法人会総連合 功労者表彰

副会長　紫藤　正行

円山支部　理事　大岩　勝

手稲支部　理事　工藤　勇

# 私たちは公益法人を支えます

（令和2.2～2.5 新入会員）

| 支部 | 新会員名 | 住所（個人会員の自宅略） | 入会の紹介者 |
|---|---|---|---|
| 山鼻 | ㈱不動産ラボ | 中）南13条西７丁目２－１ | AIG代理店　㈱ベスト・パーソン |
| | ㈱Choko Chip | 中）南10条西12丁目１-33-703 | AIG代理店　㈱ezo persimmon |
| 大通 | ㈱HOKUSEI | 中）南８条西11丁目２-25-605 | AIG代理店 ミッション・エージェンシー㈱ 古家圭 |
| | 丸三商事㈱ | 中）南１条西12丁目322 | 丸三商事㈱ |
| 桑園 | HIホールディングス㈱ | 中）北６条西18丁目１-17　メタスタジオ２F | AIG代理店　HIホールディングス㈱ |
| 琴似 | ㈲札幌オーエスフード | 西）二十四軒３条７丁目４-46-619 | ベル食品㈱　福山恵太郎 |
| 発寒 | エフケイデイ | 手）新発寒６条１丁目３-12 | 大同生命保険㈱千葉支社木更津営業所 |
| 西宮 | ㈜天祥寺 | 手）西宮の沢５条１丁目２-15 | ㈱アイシンセレモニー　斉藤淳一 |
| 西野 | マルダイ設備 | 西）西野７条10丁目９－３ | 札北　㈱サン建築設計　中村靖哉 |
| 手稲 | ㈱北秀 | 手）前田４条13丁目５－１ | AIG損害保険㈱　山中貴雄 |
| | ㈱スキル | 手）手稲本町５条２丁目14－８ | 札北　㈱ネオスト　原哲也 |

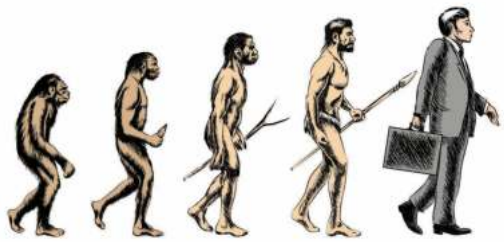

## 日本人はどこから？ ダイコンのゲノムが語るヒント

産経新聞科学部記者　**伊　藤　壽一郎**

日本人の祖先は、３万年以上前に列島に渡来したと考えられていますが、どんなルートをたどってきたかは長年の謎。ですが、最近発表された大規模なダイコンのゲノム（全遺伝情報）解析結果が、解明のヒントになるかもしれないそうです。

### ■ふるさとは地中海沿岸

ダイコンは、世界中で広く栽培されているアブラナ科の野菜の仲間です。原産は地中海沿岸で、地域ごとに形や大きさは多様。品種は世界で数千に及びます。欧州ではサラダに使う小ぶりなハツカダイコンが主流。南アジアや東南アジアでは種子を包む柔らかい莢（さや）を食べるサヤダイコン、東アジアでは根が太く大きいダイコンが一般的です。

大根おろしや漬物など、幅広い料理に使う日本には、中国や朝鮮半島から渡来したといわれます。弥生時代には既に伝わっていたとみられ、日本最古の歴史書「古事記」にも登場。昔から親しまれていたようです。

ごく一般的な青首ダイコンや白首ダイコンのほか、丸い形の「聖護院ダイコン」、直径30センチにもなる「桜島ダイコン」、細長く２メートル以上に育つ「守口ダイコン」など、100以上の品種があります。

## ■約500品種を大規模調査

多様な品種、系統の形成過程は、これまで分かっていませんでした。そこで東北大などの研究チームは、世界の栽培種や野生種のダイコン約500品種のゲノムを解析する世界初の大規模調査に挑戦しました。

ダイコンのDNAは５億以上の塩基対からなり、遺伝子の数は約６万個にも及びます。解析結果を比較したところ、品種間で塩基配列が異なる部分は５万3000カ所にも上りました。

チームは、この違いと産地の関係を分析。すると世界のダイコンは、遺伝的に「欧州など」「南アジア・東南アジア」「中国・韓国」「日本」の４グループに、くっきりと重複なく分かれました。

ダイコンは世界的に重要な食糧資源なため、温暖化など地球規模の環境変動に適応できるよう品種改良の継続が必要です。交配による改良は、遺伝的に離れた品種同士を組み合わせる方が効果的。そのため、遺伝的なグループの判明は、新品種作りの加速につながるそうです。

さらに、品種ごとの違いの生じ方を詳しく比べて分析したところ、ダイコンがどのようなゲノム変化の道筋をたどりながら、世界中に広がっていったかが見えてきました。

## ■中韓ではなく南方から

チームによると、原産地の地中海沿岸で「欧州など」のグループが誕生。人類の移動に伴ってタイやインド、パキスタンなどに伝播し「南アジア・東南アジア」を形成、そこから「日本」と「中国・韓国」への２ルートに分かれたそうです。日本へは南西諸島、南九州経由で北上し全国に広がったとみられ、中国や韓国から伝わったとする定説を覆す分析となりました。

現生人類（ホモ・サピエンス）は20万年前にアフリカで誕生し、世界中に拡散。日本列島には３万年以上前にやってきました。経路はサハリンから北海道に入る「北海道ルート」、朝鮮半島から対馬を経由する「対馬ルート」、南方から台湾を経て南西諸島を北上する「沖縄ルート」が提唱されていますが、まだ解明されていません。

今回の研究で浮上したダイコンの渡来経路は、沖縄ルートと共通部分があります。人類が運んだとすれば、このルートによる移動が可能だったことの証明にもつながりそう。さらなる考古学的検証が必要ですが、日本人の祖先が渡来した経路の謎解きに役立つかもしれません。

**【筆者紹介】**
**伊藤壽一郎**（いとう・じゅいちろう）　東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、経済部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ITまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に「生きもの異変　温暖化の足音」（共著、扶桑社刊）、「新ライバル物語　闘いが生む現代の伝説」（共著、柏書房）などがある。

# 社員ファーストの働き方改革へのポイント

雇用問題コメンテーター　長　嶋　俊　三

## ○新しい時代へ挑戦する動機づけがベース

新型コロナの問題は、雇用の場での働き方にも大きな影響を及ぼしそうだ。幸いにも、わが国では働き方改革が議論され、本稿でも、高齢者雇用のベースとしての従業員ファーストの組織づくりについて書いてきた。そこで、今回は働き方改革のための改善についてポイントを整理してみよう。

⑴　**自立性と達成感を重視する**・・・新しい時代へ社員を活性化するポイントは、能力開発と再開発だが、そのためには自分自身を客観視して、これからの仕事に挑戦する心構えを養うことが重要。専門能力を踏まえ、新しい技術などに再挑戦させる動機づけが必要だ。その際にモラールを低下させないように主体性と自立性を尊重し、成果を示して達成感を与える。社員一人ひとりに役割があると思える組織づくりは経営の責任である。

## ○改善は、労働を人間化するアイデア

⑵　**改善に資金はかからない**・・・改善というと特別な手数や費用がかかると思われがちだが、要は「人に仕事をあわせる」ということで、多くの企業が独自のアイデアで達成させている。仕事が「やりやすく」「疲れずに」「うまく早く」、また、やりがいが生まれるように「作業方法」「職務内容」「組織」「職場環境」などの条件を見直すもので、働き方改革そのものなのだ。

⑶　**姿勢の良し悪しは、会社の評価にもつながる**・・・加齢による筋肉の硬化が原因で重いものを持てば腰痛になったり、また長時間の前傾姿勢で強い身体疲労を感じたりする。無理な作業姿勢をなくす改善は、生産性をあげるポイントでもある。また社員一人一人背の高さも違う。その個性にあわせた職場づくりは、意欲管理についての企業の評価基準にもなる。

⑷　**重量物搬送の改善は、生産性、労働災害、健康の原点**・・・重量物の取り扱いは、社員の大きな負担となるので、機械化、道具化することが重要。ほとんどの企業が重量物の定義をしていないが、何キロが重量物なのかを決めることも必要だ。

## ○改善は、かならず生産性をあげる

⑸　**やりにくいと思う作業は、即改善**・・・職場には様々な作業負荷がある。高齢者が現役で働くためには、無理なやりにくい作業をこまかく排除していく必要がある。図面の細かい数字を読んで機械の刃や材料を探すという作業を、図面に色分けシールを貼り付けることで、その色の刃と材料を瞬時に取り出すことができる改善など。

本稿は、社員ファーストといっているが、経営者に向けている。改善はやる気を育て、生産性がアップするからである。

**【筆者紹介】**
**長嶋俊三**（ながしま・しゅんぞう）1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より㈶高年齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年６月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』（清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊）、『エージレス就業社会』（共著、日本能率協会マネジメントセンター刊）などがある。

## 人間ドックの斡旋（斡旋医療機関が３か所になりました）

| 医療機関名 | 住　所 | 電話番号 | 主な受診コース | 受診料金（消費税込） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 法人会料金 | 斡旋料金 |
| 渓仁会<br>円山クリニック | 中）大通西26 | 611-7766 | １日<br>ドックコース | 42,900円 | 32,900円 |
| 札幌第一病院 | 西）二十四軒４－３ | 611-6201 | 法人会<br>向けコース | 22,000円 | 12,000円 |
| 北海道<br>大野記念病院 | 西）宮の沢２－１ | 665-2266 | １日<br>ドックコース | 44,000円 | 34,000円 |

〇利用資格　会員企業１社１名（年１回）　補助金10,000円（正会員のみ）

〇利用方法

1　受診を希望する医療機関に、①札幌西法人会員であること ②受診コース ③受診希望日を申し込みの上、予約してください。

2　予約が取れましたら、受診日の10日前までに札幌西法人会事務局に「利用券」を請求してください。

※この時、①企業名 ②会員名 ③受診医療機関名 ④受診コース ⑤受診日 をお知らせ願います。

3　「利用券」は、受診日に受診医療機関の受付に提出してください。
（未提出の場合は、斡旋料金となりませんのでご注意願います。）

4　検査項目は、医療機関によって違いがありますので、詳しくは医療機関にお問い合わせください。

## 法人会の全国・全道大会　全て中止！

本年度開催を予定していた全国・全道大会は新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが不透明の中、参加者の安全面確保等から全て中止になりました。

なお、各大会の順延時期等につきましては決まりましたらお知らせします。

| | 全国大会 | 全道大会 |
|---|---|---|
| 親　　会 | ２.10. ８岩手・盛岡（中止） | ２．９.17稚内（中止） |
| 青年部会 | ２.11. ６島根・松江（中止） | ２．６.26滝川（中止） |
| 女性部会 | ２.11.25愛媛・松山（中止） | ２.10.23旭川（中止） |

全国・全道大会の中止に伴い、「令和３年度の税制改正要望」につきましては、北海道法人会連合会が道内各法人会から取りまとめて書面で採択し、全国法人会総連合が各都道府県法人会連合会分を取りまとめて書面で採択する予定であり、全国・全道大会は中止になりましたが「公平で健全な税制の実現をめざした建設的な提言」を政府関係機関・政党本部、地元国会議員・地方公共団体の長・議長に要望していきます。

# 2020年度 税に関する絵はがきコンクール

大募集！

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを**小学生の**みなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくために**実施いたします。**

## 募集内容

### ① テーマ

税に関する絵
（例えば、税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など）

### ② 応募資格

小学4年生～6年生が対象です。

### ③ 応募点数

児童1人につき1点とします。

### ④ 応募方法及び応募先

付属の「専用はがき」または「官製はがき」に氏名等の必要事項および税に関する絵を描いてご応募下さい。なお、官製はがきの場合、必要事項をはがき表面に記入して下さい。
また、描画素材は問いません。文字や標語などの描き入れも可とします。

〔応募先・お問い合わせ先〕
公益社団法人　札幌中法人会　TEL 011-221-5087
公益社団法人　札幌西法人会　TEL 011-231-0763
公益社団法人　札幌北法人会　TEL 011-709-8802
公益社団法人　札幌東法人会　TEL 011-802-6744
公益社団法人　札幌南法人会　TEL 011-251-7863

### ⑤ 応募締切

2020年8月31日（月）

### ⑥ 審　査

入選作品は、応募者全員の中から公正に審査を行い選定致します。

### ⑦ 表彰・発表

審査結果（入選作品）は各法人会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに各法人会事務局を通じてご本人または学校に通知いたします。
なお、優秀作品につきましては公益財団法人 全国法人会総連合（女性部会）が実施するコンクールに出展します。
●札幌五法人会連絡協議会　会長賞　●税務署長賞
●優秀賞　ほか　●応募者全員に参加賞

### ⑧ 注意事項

(1)応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。
(2)応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
(3)応募作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。
(4)応募者の個人情報は入選者等への連絡や表彰状のお届け、展示（応募者氏名のほか学校名・学年を明示）など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。

〈主催〉　札幌五法人会連絡協議会
〈後援〉　国　税　庁　　北　海　道
一般社団法人　北海道法人会連合会女性部会連絡協議会
札幌地区租税教育推進協議会

料金受取人払郵便

札幌中央局
承　　認

差出有効期間
2020年9月
30日まで

（切手不要）

郵便はがき

0 6 0 - 8 7 8 7

800

札幌市中央区北4条西3丁目1番地
北海道建設会館2階

公益社団法人 札幌西法人会
札幌五法人会連絡協議会
「税に関する絵はがきコンクール」係

| | |
|---|---|
| 小学校名<br>学　年 | 市<br>町　＿＿＿＿＿＿＿＿小学校<br>村　（　　年　　組） |
| 住　所 | 〒　　- |
| 電話番号<br>（市外局番から） | －　　－ |
| （フリガナ）<br>氏　名 | |

### 法人会とは

法人会は税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や税の啓発・租税教育活動を積極的にすすめる**80万社の経営者の団体です**。また、会員の研さんを支援する各種の研修会やボランティアなど地域に密着した活動を行い地域社会のお役に立っています。

法人会

財務省・国税庁

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

# 納税の猶予をご利用ください

**新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。**

○現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- 納税について誠実な意思。
- 納期限から６か月以内に申請がある。
- 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

（注）１　担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。
　　２　既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○現行の猶予が認められると…

- 原則として１年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- 猶予中は延滞税が軽減されます（通常　年 8.9%→軽減後　年 1.6%※）。

※令和２年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予　国税徴収法第 151 条の２

**収入が概ね２割以上減少している方には、更に有利な特例があります**

**納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！**

延滞税なし　１年間猶予　無担保

## 特例猶予の要件

○　以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

①　新型コロナウイルスの影響により、
　令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね２０％以上減少していること。

②　一時に納税することが困難であること。

○　令和２年２月１日から同３年１月３１日までに納期限が到来する国税が対象です。
対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のものも含みます。）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行から２か月間に限ります。）。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、
　譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

納税の猶予の特例　新型コロナ税特法第３条

令和２年４月

猶予の申請方法は裏面へ

## まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

➢ 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」をご利用ください。

【受付時間】９：00～17：00（土日祝除く。）

【電話番号】国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

電話番号はこちら

## 猶 予 の 申 請 方 法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁ＨＰから入手可能）又は e-Tax を利用ください。

➢ 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センターにお気軽にご相談ください。

➢ 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

### ご注意いただきたいこと

○ 特例猶予は納期限までに申請が必要です。
（注）法律の施行から２か月間は納期限後であっても申請できます。

○ 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。
（注）現行猶予は、納期限から６か月以内に申請が必要です。

## 税 務 署 に お い て 所 定 の 審 査 を 迅 速 に 行 い ま す

## その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し付けください。

【ケース１】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース２】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予　国税通則法第 46 条

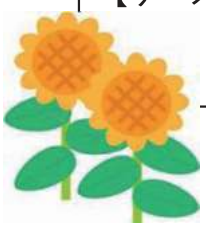

国税の猶予の詳細はこちら　国税猶予　検 索

※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。
地方税の詳細については、総務省のホームページをご確認ください。
総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

# 小　冊　子　の　ご　案　内

法人会では、会員・非会員を問わず公益事業の一環として、経営、税務、労務等各分野にわたる下記の小冊子を無料で贈呈しています。ご希望の方は、郵送料として１冊、切手84円×２枚を負担していただければ送付いたしますので、事務局まで郵送でお申し込み下さい。

また、直接事務局へ取りにこられても結構です。

**（部数に限りがありますので、先着順とさせていただきます。法人会員は郵送料無料です。）**

① 新型コロナウイルス感染症
緊急経済対策による税制改正ガイド

（15ページ）

② 職場のパワーハラスメント対策ガイド

（35ページ）

③ 最新！会社法務の相談事例22

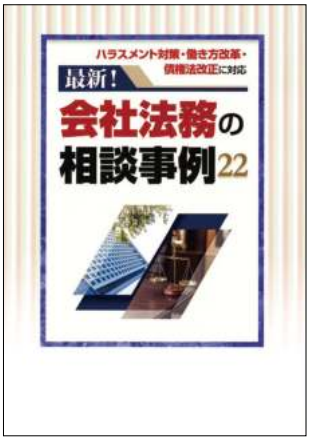


（48ページ）

このままコピーし、下記に記入のうえ切手を同封して送付願います

## 小　冊　子　の　申　込　書

060-0004　札幌市中央区北４条西３丁目北海道建設会館２階　☎231－0763　FAX241－3216
（公社）札幌西法人会　事務局　　御中

年　　月　　日

申込法人名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　会員　・　非会員（○で囲む）

郵便番号　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電 話 番 号　　－　　－
ＦＡＸ番号　　－　　－

（切手84円×２枚×○部）を同封して、下記のとおり申し込みます。
**法人会員、法人賛助会員、個人賛助会員は郵送料無料としますので、FAXにて申し込みください。**

| 参考図書番号 | ① | ② | ③ | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 申　込　部　数 | | | | |